

山陽小野田市地域福祉計画・  
地域福祉活動計画（素案）

山 陽 小 野 田 市

山陽小野田市社会福祉協議会

# 目 次

<b>第1章</b>	<b>計画の策定に当たって</b> .....	1
1	計画策定の趣旨.....	2
2	計画の位置付け.....	3
3	計画の期間.....	7
4	計画の策定体制.....	8
<b>第2章</b>	<b>山陽小野田市を取り巻く現状と課題</b> .....	10
1	山陽小野田市の状況.....	11
2	地域福祉における課題.....	26
<b>第3章</b>	<b>計画の基本的な考え方</b> .....	29
1	基本理念.....	30
2	計画の基本目標.....	31
3	基本目標に係る施策と取組.....	33
<b>第4章</b>	<b>地域福祉推進のための取組</b> .....	36
基本目標 1	地域福祉を育むひとづくり.....	37
基本目標 2	支え合いの地域づくり.....	44
基本目標 3	利用しやすいサービスの仕組みづくり.....	49
基本目標 4	生活困窮者支援の体制づくり.....	54
基本目標 5	地域共生社会のまちづくり.....	56

第5章	計画の推進と評価.....	61
1	計画の推進体制.....	62
2	計画推進のためのそれぞれの役割.....	62
3	計画の評価と見直し.....	64
資料編	.....	65
	用語解説.....	66

# 第1章

---

計画の策定に当たって

# 1

## 計画策定の趣旨

歯止めのかからない少子高齢化の進行や家族形態の多様化といった社会情勢の変動は、地域社会や私たちの生活に大きな変化をもたらしています。以前は自然に行われていた地域住民同士の交流や支え合いは減少し、その結果、高齢者の孤立死や災害時の安否確認の遅れなどさまざまな課題が生じています。

これまでも国や県、本市は分野ごとの社会福祉制度の充実を図ってきましたが、人口構造の変化やライフスタイルの多様化などの要因により、よりきめ細やかな対策が求められる福祉ニーズに対し、従来どおりの福祉の取組だけでは対応が難しい状況になってきました。

そういった状況を踏まえ、拡大する福祉ニーズに対し、個人や家族で解決する「自助」、個人や家族では解決できない問題に地域や関係団体が関わる「互助」、医療・年金・介護保険・社会保険制度等の制度化された相互扶助である「共助」、地域や関係団体では解決しきれない問題に行政がかかわる「公助」の四つの仕組みを組み合わせ対応していく必要があります。

本市は市の最上位計画である第二次山陽小野田市総合計画に「住みよい暮らしの創造」の基本理念を掲げ、「住みよさ」が実感でき、子どもからお年寄りまでが「住んでよかった」「住みやすい」と思えるまちを目指しています。また、市民、地域、団体、学校や大学、企業、行政など、多様な担い手が主体的に行動しつつ、「協力」してアイデアを出しながらまちづくりを考え「協力」してまちをつくる、「協創」によるまちづくりを推進していきます。

福祉分野においても、「協創」の観点を念頭に、第二次山陽小野田市総合計画の基本目標の一つである「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を実現するために「山陽小野田市地域福祉計画・山陽小野田市地域福祉活動計画」を策定することとしました。

## 2

## 計画の位置付け

「山陽小野田市地域福祉計画」は、第二次山陽小野田市総合計画（平成30年度（2018年度）～平成41年度（2029年度））を最上位計画とし、福祉分野の上位計画として位置付けています。第二次山陽小野田市総合計画では、基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げ、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを目指しています。その実現に向けて、社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の理念や仕組みをつくる行政計画です。

「山陽小野田市地域福祉活動計画」は、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉法人山陽小野田市社会福祉協議会が活動計画として策定し、地域福祉の推進を目的とする実践的な活動・行動計画です。

これら二つの計画は密接な関係にあり、一体となって策定することにより、行政・住民・地域福祉活動団体・ボランティア・事業所など地域にかかわるものの役割や協働が明確化され実行性のある計画づくりが可能となります。

### ◆社会福祉法第107条

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 前条第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げ

## る事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

### (参考) 社会福祉法第106条の3

市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業
- 三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

## ◆ 社会福祉法第109条

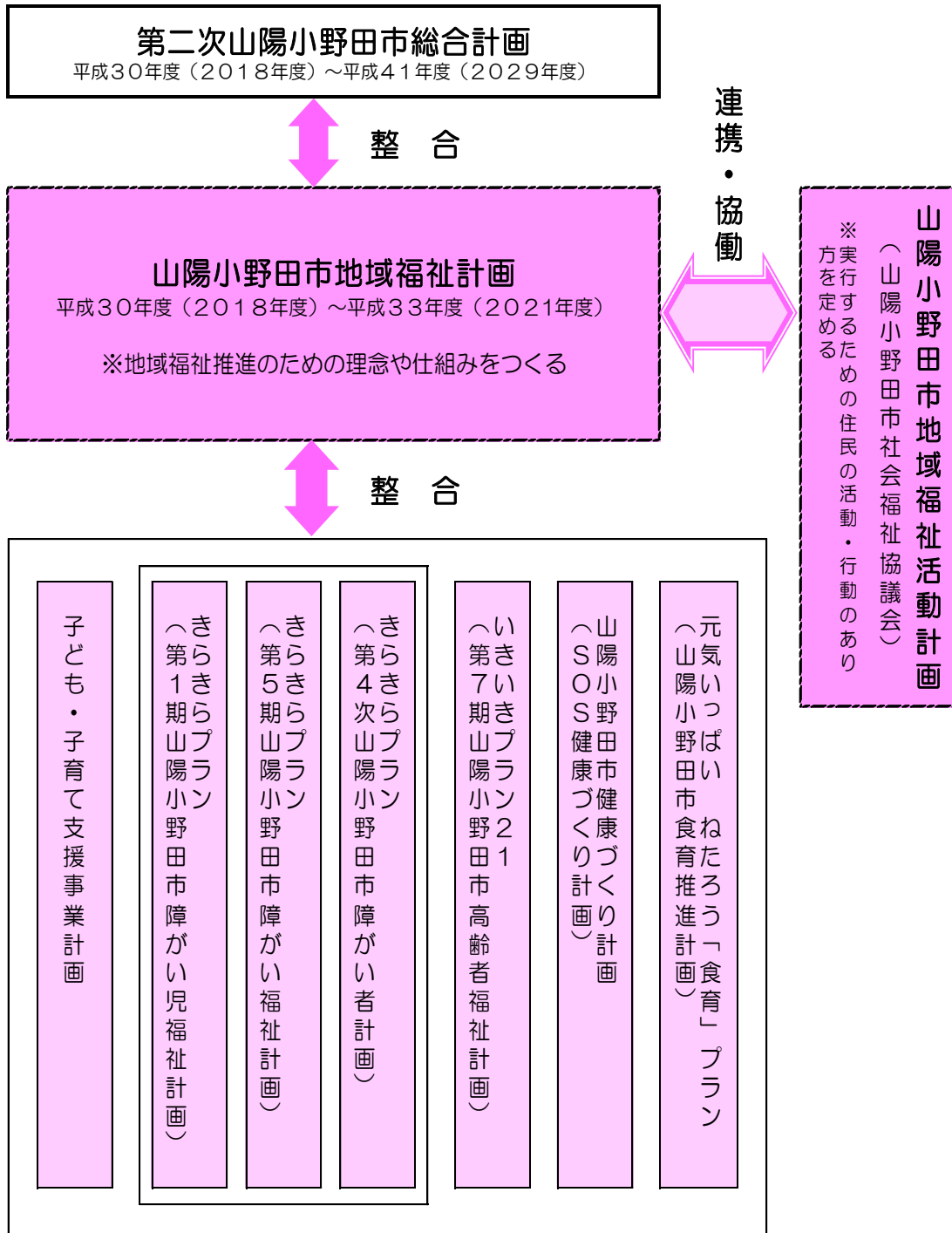
市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行うものが参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業または更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の

市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業



# ○総合計画や個別計画等との関係



# 3

## 計画の期間

本計画は平成30年度（2018年度）から平成33年度（2021年度）までの4か年計画とします。計画策定後は、必要に応じて見直しを行っていきます。

年度	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)	H39 (2027)	H40 (2028)	H41 (2029)
	第1次 地域福祉計画・地域福祉 活動計画											
			見直し	第2次 地域福祉計画・地域福祉 活動計画								
							見直し	第3次 地域福祉計画・地域福祉 活動計画				
(参考)	第二次山陽小野田市総合計画											

## 4

# 計画の策定体制

### (1) 市民アンケート

本計画策定にあたっての基礎資料とするため、市民を対象にアンケートを実施しました。

対象	平成28年(2016年)1月1日現在、本市に住民票のある18歳以上の市民
調査数	3,500人(無作為抽出)
調査方法	郵送による配付・回収
回収数	1,148人(回収率 32.8%)
調査期間	平成28年(2016年)2月1日～3月31日

### (2) 山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会

本計画の策定は「山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」(以下、「策定委員会」という。)において、事業の進捗状況、市民アンケートなどの結果に基づき、全 回に渡って審議した結果を取りまとめました。策定委員会は、学識経験者・社会福祉に関する団体又は事業者の代表・公募により選出された市民、計18人で構成しています。

(委員名簿は ページに掲載)

### (3) 三者交流会\*

市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が共同で開催する三者交流会\*において、自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の三者がそれぞれの自治会の「良いところ」「課題や困りごと」「解決方法」について話し合いを行うことにより、生活課題や福祉課題の地域の実情について三者が把握するとともに、相互に連携する意識の醸成を図ることを目的に実施しました。

#### (4) パブリックコメント※

本計画の素案を社会福祉課・山陽総合事務所・南支所・埴生支所・公園通出張所・厚陽出張所・市ホームページ・市社会福祉協議会本所及び山陽支所・市社会福祉協議会ホームページで閲覧できるようにしました。いただいた意見等は、内容を検討し、考え方を示した上で公表し、計画に反映させました。

## 第2章

---

# 山陽小野田市を取り巻く 現状と課題

# 1

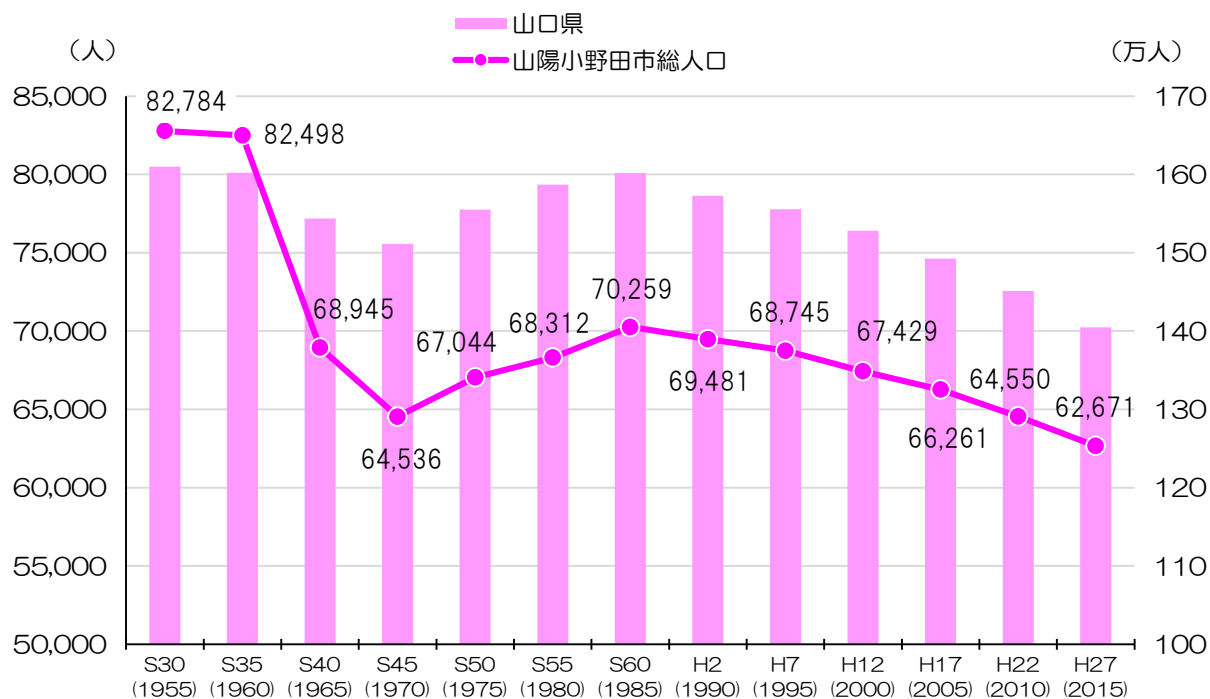
## 山陽小野田市の状況

### 1 人口の状況

#### (1) 総人口の推移

本市の総人口は、高度経済成長期の昭和35年（1960年）から昭和45年（1970年）にかけて減少しましたが、昭和45年（1970年）以降の第2次ベビーブームの到来により人口増加に転じ、以降昭和60年（1985年）の70,259人でピークを迎えました。

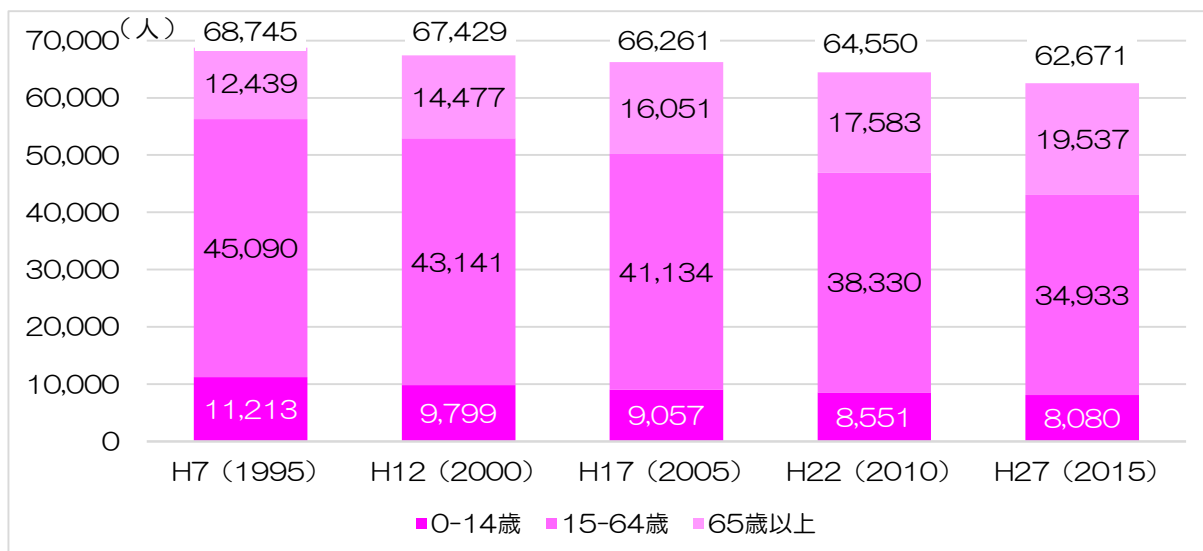
昭和60年（1985年）以降は人口減少に転じ、緩やかに減少を続けており、平成27年（2015年）には62,671人と過去の最低人口であった昭和45年（1970年）を下回り、人口減少に歯止めがかからない状況となっています。



総務省「国勢調査報告」

## (2) 年齢3区分別人口の推移

本市の人口は、平成27年（2015年）では62,671人となっており、20年前の平成7年（1995年）から約6,000人の減少となっています。構成比をみると年少人口（0-14歳）、生産年齢人口（15-64歳）は減少し、65歳以上の人口は上昇を続けています。

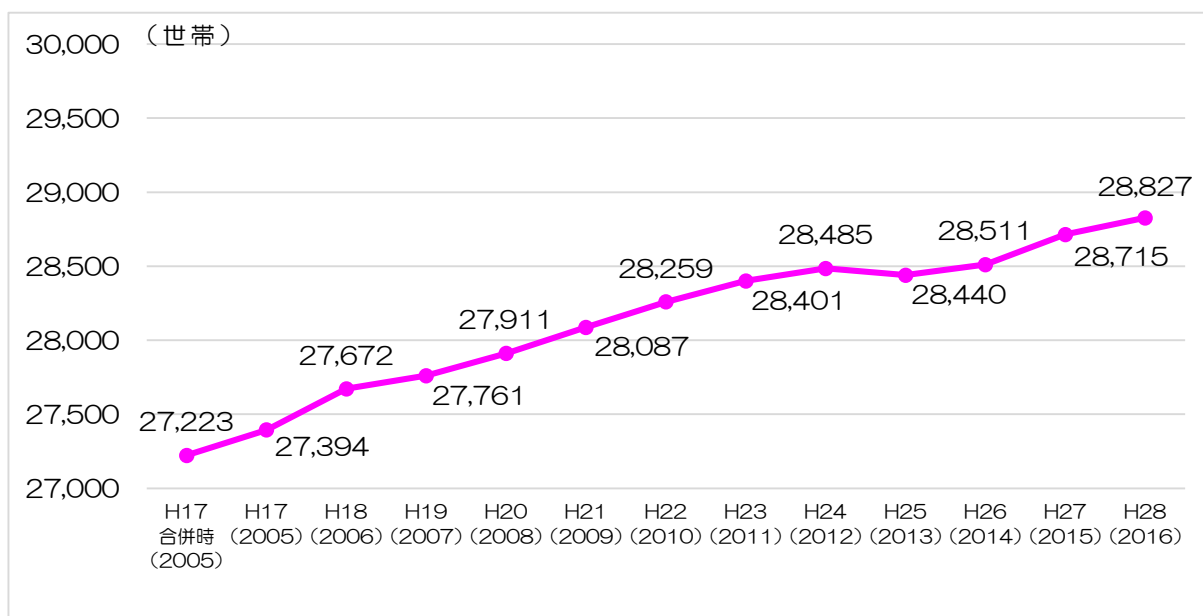


総務省「国勢調査報告」

※総人口には年齢不詳の数が含まれるため、3区分の合計と異なることがあります。

## (3) 世帯数の推移

本市の総人口が減少している中で、世帯数は年々増加傾向にあります。

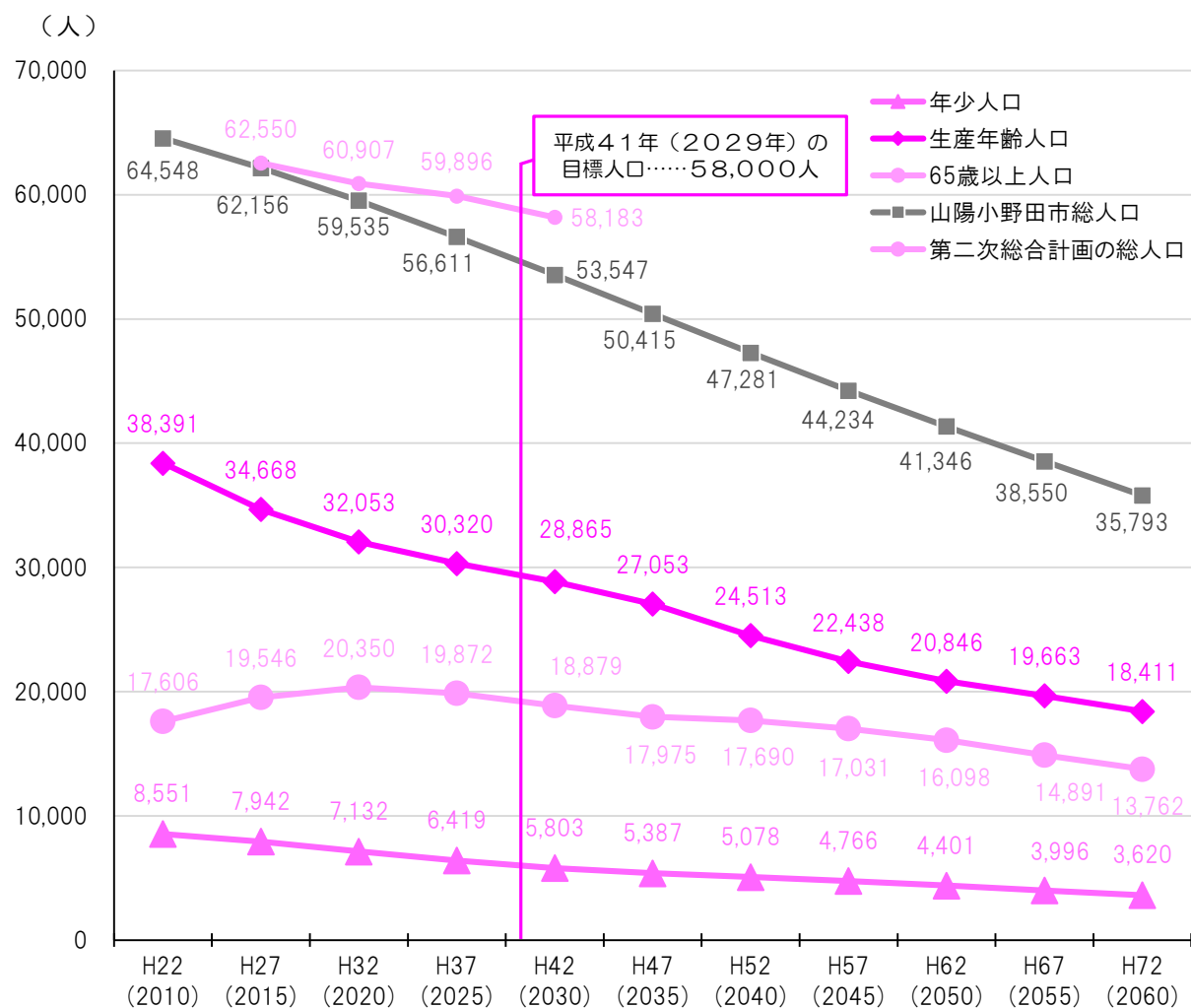


住民基本台帳及び外国人登録

※平成17年（2005年）3月22日合併。国勢調査の基準日である10月1日現在で比較

## (4) 総人口の推計

人口減少は引き続き、平成32年(2020年)をピークに65歳以上の人口も減少すると推計されます



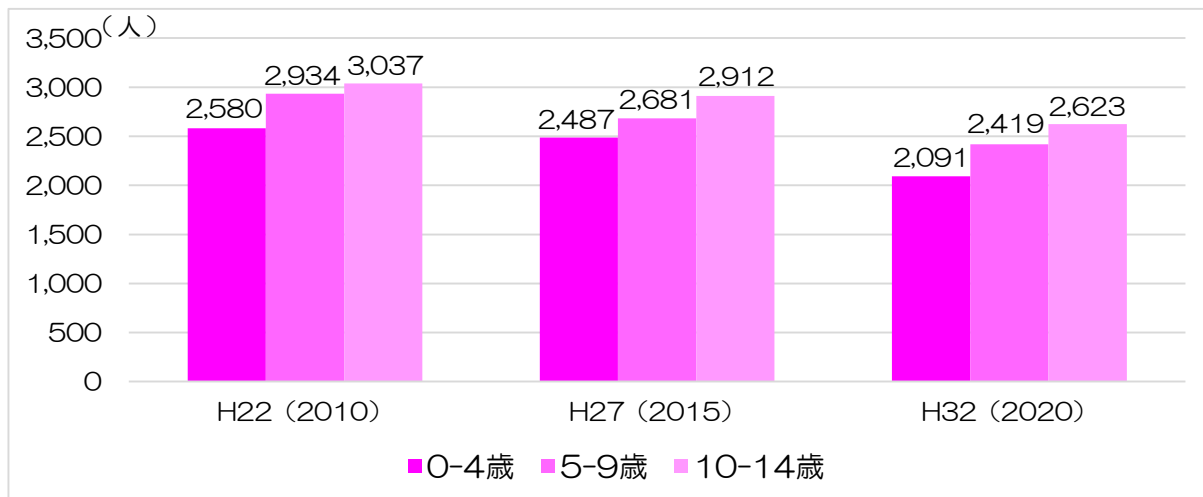
山陽小野田市人口ビジョン  
第二次山陽小野田市総合計画



## 2 子どもの状況

### (1) 子どもの人口

本市の子どもの人口は年々減少傾向にあります。



子育て支援課

※平成22年(2010年)及び平成27年(2015年)は国勢調査による実績  
平成32年(2020年)は国立社会保障・人口問題研究所による推計

### (2) 幼稚園(管内)・保育所(管内)の定員及び在園児数

幼稚園に在籍している子どもは、定員を下回る人数で推移しています。  
保育所に在籍している子どもは増加傾向です。

#### 【幼稚園】

(人)

区分	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,205	653	1,205	641	1,055	620	1,055	593	1,055	655

#### 【保育所】

(人)

区分	H25(2013)		H26(2014)		H27(2015)		H28(2016)		H29(2017)	
	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数	定員	在園児数
計	1,465	1,590	1,485	1,460	1,485	1,505	1,485	1,468	1,485	1,431

子育て支援課

### (3) 児童クラブの児童数

市内12小学校区において、児童館及び小学校の空き教室等を利用して実施しています。申込者数は年々増加しており、ニーズが高まっています。

(人)

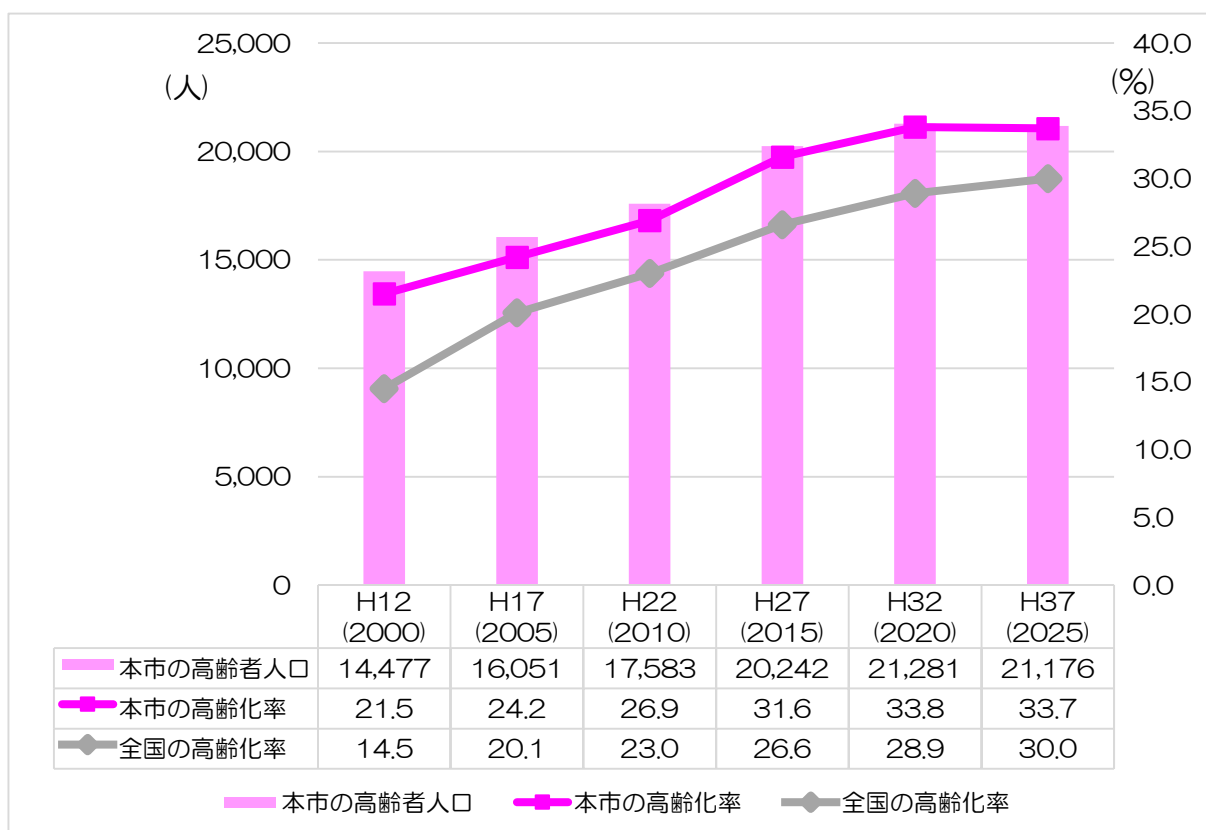
	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
申込者数	607	638	698	769	808
通所者数	607	635	677	736	767

子育て支援課

### 3 高齢者の状況

#### (1) 高齢者人口の推移と将来推計

本市における高齢化率（総人口に占める高齢者人口割合）は平成27年（2015年）には31.6%となっており、団塊の世代が75歳を迎える、いわゆる2025年問題の平成37年（2025年）には33.7%と予測され、全国平均の30.0%と比較すると3.7%高くなっています。



第7期山陽小野田市高齢者福祉計画

※平成12年(2000年)及び平成17年(2005年)は国勢調査、平成22年(2010年)及び平成27年(2015年)は住民基本台帳、平成32年(2020年)以降は山陽小野田市人口ビジョンの推計値を基にして独自に推計した人口推計。

## (2) 高齢者のいる世帯の状況

平成27年(2015年)には全世帯の約半数が高齢者のいる世帯となっています。核家族化及び少子化の影響もあり、今後は高齢者のいる世帯の「高齢化」が更に進むと予測されます。

(世帯)

	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
一般世帯 (1世帯当たり平均人数)	24,643 (2.7人)	25,289 (2.6人)	25,498 (2.5人)	25,698 (2.4人)
高齢者親族のいる一般世帯(ア) (一般世帯に対する割合)	10,084 (40.9%)	10,804 (42.7%)	11,654 (45.7%)	12,652 (49.3%)
高齢者夫婦世帯(イ)	2,811	3,227	3,460	3,870
高齢单身及び高齢者同居世帯(ア-イ)	7,273	7,577	8,194	8,782

第7期山陽小野田市高齢者福祉計画

## (3) 要介護認定の状況

平成29年(2017年)10月現在では、高齢者人口の18.6%(平成29年(2017年)住民基本台帳の65歳以上の人口比較)に当たる3,847人が要介護認定を受けており、認定者数が増加傾向にあります。

(人)

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
要支援1	470 (8)	506 (9)	526 (8)	504 (8)	442 (4)
要支援2	442 (10)	426 (11)	437 (11)	471 (10)	440 (8)
要介護1	867 (19)	871 (13)	919 (15)	989 (15)	1,035 (14)
要介護2	588 (16)	606 (12)	644 (16)	646 (17)	619 (13)
要介護3	440 (11)	446 (14)	495 (10)	474 (11)	485 (15)
要介護4	475 (12)	449 (12)	452 (10)	470 (6)	496 (7)
要介護5	347 (7)	343 (9)	320 (8)	315 (13)	330 (7)
総合計	3,629 (83)	3,647 (80)	3,793 (78)	3,869 (80)	3,847 (69)

高齢福祉課

※( )内は2号被保険者数(再掲)

※各年10月時要介護認定者数

## 4 障がい者の状況

### (1) 等級別「身体障害者手帳」所持者数

平成29年度(2017年度)の所持者数は2,703人となっています。  
(人)

等級	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
1級	863	898	862
2級	394	388	374
3級	551	533	521
4級	683	663	662
5級	135	135	126
6級	157	154	158
合計	2,783	2,771	2,703

障害福祉課

※障がいの等級については、1級から7級まであり、1級が最重度です。(手帳の交付は6級までです。)

### (2) 程度別「療育手帳」所持者数

平成29年度(2017年度)の所持者数は513人で、年々増加傾向にあります。

(人)

程度	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
A	187	192	193
B	299	312	320
合計	486	504	513

障害福祉課

※障がいの程度については、AとBがあり、Aが重度です。

### (3) 等級別「精神障害者保健福祉手帳」所持者数

平成29年度（2017年度）の所持者数は383人で、年々増加傾向にあります。

(人)

等級	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
1級	73	85	74
2級	163	177	179
3級	109	116	130
合計	345	378	383

障害福祉課

※障がいの程度については、1級から3級まであり、1級が最重度です。

## 5 支援を必要とする人の状況

### (1) 生活保護受給者数

生活保護受給者数は年々減少しています。(人)

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
受給者数	1,013	963	906	875	788

社会福祉課

### (2) 生活困窮者自立支援の各種事業の件数

平成27年(2015年)4月1日施行の生活困窮者自立支援法<sup>\*</sup>に基づく事業です。

	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
新規相談受付件数	61件	72件	62件
就労支援準備事業の対象者	2人	7人	9人
住宅確保給付金を支給した世帯数	4世帯	7世帯	0世帯

社会福祉課

### (3) 虐待の件数

相談件数及び通報件数は増減を繰り返していますが、虐待の未然の防止、虐待が発生した場合迅速かつ適切な対応、再発防止が求められます。

(件)

対象		H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
子ども	相談件数	7	1	5	8	2
	虐待認定件数	7	1	5	8	2
高齢者	通報件数	10	8	1	8	14
	虐待認定件数	4	2	1	7	9
障がい者	通報件数	0	1	0	0	2
	虐待認定件数	0	1	0	0	0

子育て支援課・高齢福祉課・障害福祉課

#### (4) 地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）※の利用者数

市社会福祉協議会が実施している事業です。利用者は全体を通して年々増加傾向にあり、今後も増加が予想されます。

(人)

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
認知症	7	9	10	13	15
知的障がい	7	7	6	7	7
精神障がい	5	7	9	10	12
その他	3	3	2	2	2
合計	22	26	27	32	36

市社会福祉協議会



## 6 健康に関する状況

### (1) 乳幼児健康診査実施状況

発育の節目の時期にあたる健診で、受診率100%に近づけることが目標です。

	1か月児		1歳6か月児		3歳6か月児	
H29 (2017)	対象者数(人)	477	対象者数(人)	457	対象者数(人)	529
	受診児数(人)	434	受診児数(人)	447	受診児数(人)	518
	受診率(%)	91.0	受診率(%)	97.8	受診率(%)	97.9

健康増進課

### (2) 各種がん検診実施状況

がんの早期発見・早期治療に結びつけるため受診率の向上を目指していますが、受診率は低い現状です。

	胃がん		大腸がん		肺がん		
H29 (2017)	対象者数(人)	17,625	対象者数(人)	25,891	対象者数(人)	25,891	
	受診者数(人)	704	受診者数(人)	1,543	受診者数(人)	2,217	
	受診率(%)	9.0	受診率(%)	6.0	受診率(%)	8.6	
		子宮がん		乳がん		前立腺がん	
	対象者数(人)	19,295	対象者数(人)	13,312	対象者数(人)	8,464	
	受診者数(人)	912	受診者数(人)	664	受診者数(人)	443	
	受診率(%)	9.9	受診率(%)	10.5	受診率(%)	5.2	

健康増進課

※子宮がん・乳がん・平成28年(2016年)の胃がんは2年に1回の受診のため、受診率の算出方法は1年ごとの方法とは異なり受診者÷対象者×100となりません。

### (3) 特定健診実施状況

本市・県・国のいずれも受診率は年々上昇しています。

		H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)
本市	対象者数(人)	10,731	10,818	10,727	10,498	10,014
	受診者数(人)	3,422	3,721	3,818	3,879	3,664
	受診率(%)	31.9	34.4	35.6	36.9	36.6
県平均	受診率(%)	22.4	22.8	24.2	25.4	26.0
国平均	受診率(%)	33.7	34.3	35.4	36.3	36.6

国保年金課

### (4) 自殺者数及び自殺死亡率

本市の自殺者数は年々減少傾向にありましたが、平成29年(2017年)度に増加に転じています。(人)

	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)
男	13	13	7	4	9
女	1	1	4	2	5
合計	14	14	11	6	14

健康増進課

## 7 地域福祉にかかわる人材や団体、活動の状況

### (1) 人材や団体の状況 (平成29年度(2017年度)末現在)

#### ①社会福祉協議会

社会福祉協議会は、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」を使命とし、市町村や都道府県に設置された民間非営利組織です。また、社会福祉法には、「地域福祉を推進する団体」と定められており、市社会福祉協議会では、福祉に関する総合相談や地域での見守りやサロン活動の支援ボランティア活動の支援、福祉の担い手の育成などに取り組んでいます。なお、市内11か所に小学校区又は中学校区を単位とした地区社会福祉協議会が任意団体として設置されており、市社会福祉協議会と連携して、見守り活動や高齢者を対象とした会食会などの活動を行っています。

#### ②民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり児童委員を兼ねています。児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。委員同士の情報共有や関係機関との連携強化を図っています。また、平成に入り少子化の進行とともに児童虐待をはじめとする子どもや子育て家庭をめぐる課題が多様化したことを受け、児童委員活動充実及び活性化を目的に平成6年(1994年)に主任児童委員制度が創設されました。

本市では152人(うち主任児童委員9人)が厚生労働大臣から委嘱を受けて活動しています。

#### ③自治会

本市には342の自治会があります。自治会加入世帯は約27,000世帯で、加入率は約95%です。

#### ④福祉員

自治会からの推薦を受け、市社会福祉協議会が委託して各自治会に配置されています。見守り活動やサロン活動を通して地域の困りごとの早期発見や課題解決に向けた取組などを実践する小地域福祉活動<sup>\*</sup>の担い手であり、約330名が活動しています。

#### ⑤老人クラブ

趣味や興味を同じくする高齢者グループによる自主的な活動が展開されています。地域活動の一環として、地域交流活動や清掃奉仕活動等を実施しています。約70団体、約2,500人が加入しています。

#### ⑥ボランティア団体

市社会福祉協議会に登録しているボランティアの団体数は60団体であり、個人では約50人が活動しています。

### (2) 活動の状況 (平成29年度(2017年度)末現在)

#### ①ふれあい・いきいきサロン

地域住民が自治会館や公民館を拠点に運営する居場所づくりや交流を目的とした活動です。世話役の人の高齢化等で、解散・休会するサロンもありますが、約60か所で活動しています。

#### ②住民運営通いの場

介護予防のために、いきいき百歳体操等を住民が主体となって身近な場所で継続して運営する通いの場であり、約50か所で活動しています。

#### ③ファミリーサポートセンター

子育てを「援助してほしい」「応援したい」という人がそれぞれ会員となる地域の相互援助組織です。依頼会員・提供会員・両方会員の合計は約350人となっており、増加傾向にあります。

## 2

# 地域福祉における課題

本計画策定のための市民アンケート、山陽小野田市社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会が共同で開催する三者交流会※、本計画策定委員会等において寄せられた地域福祉に対する課題は次のとおりです。

### (1) 地域福祉に対する意識の啓発

市民アンケートでは、福祉に対する関心度について「とても関心がある」「ある程度関心がある」と回答した人は87%にのぼり、関心度は高い傾向であることがわかりました。また、近所とどの程度付き合いがあるかについては「あいさつする程度の付き合い」が54%、自治会等の活動にどれくらい参加しているかについては「あまり参加していない(年2回程度)」「ほとんどあるいは全く参加していない」を合わせると52%となり地域でのつながりは希薄であることがわかりました。

一人ひとりの地域福祉に対する意識を高め、地域力をもって、福祉を向上させていく必要があります。

### (2) 健康や老後の不安の解消

市民アンケートでは、悩みや不安について、「自分や家族の老後」を挙げた人が最も多く、次いで「自分や家族の健康」が多い結果となりました。このほかでは、「経済的な問題」や「介護の問題」もありました。また、これらの悩みや不安の相談先としては、「家族・親戚」が最も多く、次いで「近所の人、友人・知人」が多い結果となり、行政や公的な機関に相談される人は少ない状況がわかりました。

引き続き、介護サービス等の高齢者福祉の充実を図るとともに保健事業の積極的な推進により、健康寿命の延伸を図ることや相談窓口を周知することが必要です。

### （３）地域福祉の担い手の確保

市民アンケートや三者交流会<sup>※</sup>、策定委員会等で「仕事や子育て、介護など他にやることがあって忙しく、地域の行事に参加する人が少ない」「自治会役員のなり手がいない」「役員が高齢化している」「地域行事の参加者のほとんどが高齢者である」などの声が多く聞かれました。

また、民生委員・児童委員の不在地区が解消できない状態となっています。

元気な高齢者が積極的に地域に参加し、地域福祉の担い手として活躍してもらうとともに、地域で活動することの楽しさややりがいについて次世代を担う若者や子どもたちに伝え、地域の福祉活動に携わる人を育成していくことが求められます。

### （４）情報提供や相談体制の充実

誰もが安心して暮らし続けていくために福祉サービスは必要不可欠ですが、どんな福祉サービスが必要なのかは個人の状態や環境によって異なります。

市民アンケートでは、7割の人が福祉サービスを利用したいと考えていますが、行政で今後どのようなことに取り組む必要があるかという設問に対する結果から、情報提供や相談体制の充実が求められていることがわかりました。また、地域福祉において大きな役割を担っている民生委員・児童委員や市社会福祉協議会の認知度はまだまだ低い状況であり改善が必要です。

福祉サービスのニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、関係機関や地域住民の相互連携の強化が必要です。

## （５）生活困窮者に対する自立支援

市民アンケートで「日々の生活において、主にどのような悩みや不安を感じていますか？」という質問に対して、「自分や家族の老後のこと」「自分や家族の健康のこと」に次いで「経済的な問題」が挙がっています。現在、非正規雇用労働者や低所得者の世帯など、生活困窮に至るリスクを抱える人が増えています。生活困窮者の自立を促進するためには、生活保護に至る前の段階にある生活困窮者を支援する、いわゆる第２のセーフティネットの充実・強化を図ることが必要です

また、社会的に孤立している人に対し、行政の取組のみならず地域の理解や支援も求められています。

## （６）地域力の育成と活用

近年、福祉の課題は多様化かつ複雑化しています。例えば８０５０問題※やダブルケア※、生活困窮等が挙げられます。そうした中、「地域共生社会」が提唱されています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことです。

市民アンケートでは、困っている家庭があった場合、どのような手助けができるかという設問に対して、「見守りや安否確認の声かけ」から「緊急時の手助け」「災害時の手助け」等幅広い回答が得られました。地域住民の力をどのように福祉に生かしていくかが重要です。

# 第 3 章

---

## 計画の基本的な考え方



# 1

## 基本理念

山陽小野田市は、「第二次山陽小野田市総合計画」の基本目標の一つに「子育て・福祉・医療・健康～希望をもち健やかに暮らせるまち～」を掲げ、年齢の違いや障がいの有無などにかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちづくりを目指しています。

近年、福祉分野において、全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に作り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されています。地域共生社会とは、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく社会のことです。

以上の点を踏まえ、全ての市民で地域福祉を推進していくために本計画の基本理念を以下のように決めました。

### 基本理念

誰もが安心して暮らし続けることができる  
我が事・丸ごとの福祉のまちづくり

## 2

# 計画の基本目標

基本理念「誰もが安心して暮らし続けることができる 我が事・丸ごとの福祉のまちづくり」を実現していくために、以下の五つを基本目標と定めます。

この五つの基本目標を達成するために、第4章「地域福祉推進のための取組」のそれぞれの基本目標の「施策」及び「取組」の中で具体的に整理しています。

### ◆ 基本目標 1 地域福祉を育むひとづくり

一人ひとりの福祉意識が地域福祉の大きな推進力となります。人々が心身ともに健康で充実した生活を送り、地域福祉に対する理解を深めながら積極的に地域福祉に参画してもらうことを目指します。

### ◆ 基本目標 2 支え合いの地域づくり

見守り活動は行政や市社会福祉協議会、自治会、民生委員・児童委員、福祉員等が中心となり行っていますが、見守り活動は地域の支え合いが大切です。地域の支え合いは、防災や子育て支援等にも力を発揮します。「支える」ではなく「支え合い」の地域づくりを実現します。

### ◆ 基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

近年、福祉課題は複雑化・多様化し、よりきめ細やかな福祉サービスの提供が求められています。福祉サービスのニーズを早期に発見し、適切なサービスへとつなげていくための相談支援体制の整備・充実を図るとともに、関係機関や地域住民の相互連携を強化します。

## ◆ 基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

生活困窮者への適切な相談業務を行うとともに、生活の安定と自立更生を促進します。また、複合的な課題を抱えている生活困窮者に対して、行政の取組のみならず地域の理解や支援による課題の解決を目指します。

## ◆ 基本目標 5 地域共生社会のまちづくり

地域共生社会の実現を確実なものとするために、住民の身近な圏域である地域において地域住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みる体制づくりを構築します。

# 3

## 基本目標に係る施策と取組

本市の地域福祉における課題を解決するため、五つの基本目標に沿って以下のように体系化しました。

### 基本目標

#### 1

### 地域福祉を育むひとづくり

#### 【施策1】 地域福祉の担い手の確保

- 取組① 福祉意識の醸成
- 取組② 地域福祉活動への参加促進
- 取組③ 地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成

#### 【施策2】 ボランティア活動の推進

- 取組① ボランティアへの参加促進
- 取組② ボランティアの体制づくりと支援

#### 【施策3】 健康づくりの推進

- 取組① 健康づくりの充実
- 取組② 保健サービスの充実

### 基本目標

#### 2

### 支え合いの地域づくり

#### 【施策1】 支え合いの活動の推進

- 取組① 住民主体の活動の推進
- 取組② 地域福祉関係団体の連携強化

#### 【施策2】 安心安全な地域づくり

- 取組① ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及
- 取組② 災害時の支援体制の整備

## 基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

### 【施策1】 良質な福祉サービスの提供

- 取組① 福祉ニーズの把握
- 取組② 福祉サービスの充実

### 【施策2】 支援体制の充実

- 取組① 情報提供・相談体制の充実
- 取組② 包括的な支援体制の整備
- 取組③ 権利擁護体制の充実

## 基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

### 【施策1】 自立を目指した支援の仕組みづくり

- 取組① 生活困窮者に対する自立支援
- 取組② 生活困窮者を支援する地域づくりの推進

## 基本目標 5 地域共生社会のまちづくり

### 【施策1】 我が事の地域づくり

- 取組① 「他人事」から「我が事」への転換
- 取組② 活動拠点の整備

### 【施策2】 丸ごとの地域づくり

- 取組① 相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築
- 取組② 地域生活課題に対する解決策の検討と推進

# 山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画 体系図

基本理念	基本目標	施策	取組	
誰もが安心して暮らし続けることができる 我が事・丸ごとの福祉のまちづくり	1 地域福祉を育むひとづくり	1 地域福祉の担い手の確保	①福祉意識の醸成 ②地域福祉活動への参加促進 ③地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成	
		2 ボランティア活動の推進	①ボランティアへの参加促進 ②ボランティアの体制づくりと支援	
		3 健康づくりの推進	①健康づくりの充実 ②保健サービスの充実	
		2 支え合いの地域づくり	1 支え合いの活動の推進	①住民主体の活動の推進 ②地域福祉関係団体の連携強化
			2 安心安全な地域づくり	①ユニバーサルデザインとバリアフリーの普及 ②災害時の支援体制の整備
		3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり	1 良質な福祉サービスの提供	①福祉ニーズの把握 ②福祉サービスの充実
	2 支援体制の充実		①情報提供・相談体制の充実 ②包括的な支援体制の整備 ③権利擁護体制の充実	
	4 生活困窮者支援の体制づくり	1 自立を目指した支援の仕組みづくり	①生活困窮者に対する自立支援 ②生活困窮者を支援する地域づくりの推進	
	5 地域共生社会のまちづくり	1 我が事の地域づくり	①「他人事」から「我が事」への転換 ②活動拠点の整備	
		2 丸ごとの地域づくり	①相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築 ②地域生活課題に対する解決策の検討と推進	

# 第4章

---

## 地域福祉推進のための取組

## 基本目標 1 地域福祉を育むひとづくり

### 施策 1 地域福祉の担い手の確保

地域福祉に対する意識の高揚を図り、体験や学習を通じて地域福祉への理解を深め、地域福祉活動に積極的な人材の育成に取り組むことにより地域福祉の担い手を確保します。

#### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
地域福祉に関する 出前講座*	行政及び市社会福祉協議会が実施する出前講座の参加人数	1,116人	1,300人
意思疎通支援者*	市に登録している意思疎通支援者数	38人	47人

### 取組① 福祉意識の醸成

地域の福祉力の向上のためには、一人ひとりの福祉意識を高めていくことが大切です。子どもから大人まで地域福祉活動の体験や学習の機会を通じて、福祉の心を育みます。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自分が住む地域（隣近所・自治会・校区・市）に関心を持ちます。</li> <li>○地域や福祉についての情報を収集します。</li> <li>○地域福祉活動の体験や学習の機会に参加します。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域や市社会福祉協議会と連携し、福祉教育の推進を図ります。</li> <li>○地域や福祉に関する情報提供に努めます。</li> <li>○出前講座*等で福祉の学習機会を設けます。</li> <li>○地域福祉計画を周知します。</li> </ul>



#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 地域に呼びかけ、出前講座<sup>※</sup>やボランティア体験等を実施し、「福祉でまちづくり」の意識の醸成を図ります。
- 小・中・高校生向けの福祉体験学習を実施し、学校における福祉教育プログラムを支援します。

## 取組② 地域福祉活動への参加促進

地域福祉活動に参加することで地域の一員としての意識をもつとともに、地域住民がともに支え合い・助け合う関係の構築を目指します。

#### 住民や地域が取り組むこと

- あいさつや声かけをします。
- 住民同士の交流を深めます。
- 地域の一員として、自分にできることから行動するよう努めます。
- 自治会や地域の行事に積極的に参加します。
- 参加しやすいイベントや行事を実施します。
- 多世代間・子育て世代間・高齢者世代間といった多様な支え合い・助け合いの関係を築きます。

#### 行政が取り組むこと

- 地域や市社会福祉協議会が行う地域福祉活動を支援します。

#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の三者が協力して福祉活動を推進できるよう三者交流会<sup>※</sup>の充実に努めます。
- 地域にある福祉課題や福祉活動について情報発信を行います。
- 地区社会福祉協議会の活動の支援と広報に努めます。
- 老人クラブ等の地域活動団体と連携して、福祉活動者の増加に努めます。
- 企業や事業所等による社会貢献活動が多様な形で展開されるよう支援を行います。

### 取組③ 地域のリーダーや福祉にかかわる人の育成

地域の中心となって活動している人がより活動しやすい環境をつくるとともに、次世代の育成にも取り組みます。

住民や地域が取り組むこと
○自治会長、民生委員・児童委員、福祉員等地域で中心となって活動している人の役割を理解します。 ○地域のリーダーとして培った経験を後継の人に伝えます。
行政が取り組むこと
○出前講座 <sup>※</sup> やワークショップ等を開催し、地域課題に対する解決力のスキルアップを図ります。 ○地域や福祉に関する情報提供に努めます。 ○市社会福祉協議会と協力して、意思疎通支援者 <sup>※</sup> （手話通訳・要約筆記）の育成に努めます。 ○民生委員・児童委員の人材確保に努めるとともに、その活動を支援します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○福祉員を各自治会に1人以上配置し、福祉活動者としてスキルアップできるよう支援します。 ○福祉活動やボランティア活動に関する養成講座を開催します。 ○意思疎通支援者 <sup>※</sup> （手話通訳・要約筆記）の育成に努めます。

## 施策２ ボランティア活動の推進

ボランティア団体や参加者の掘り起こし・育成を行い、多様化・煩雑化する傾向にある福祉ニーズに対応できるよう環境づくりに努めます。

### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
福祉活動ボランティア団体登録数及び人数	市社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア団体及び人数	70団体 2,100人	80団体 3,000人
介護支援ボランティアの登録者数	年度末の登録者数	201人	240人

### 取組① ボランティアへの参加促進

ボランティア活動の経験がない人たちにも活動に参加してもらえよう啓発活動を行い、参加促進を図ります。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア活動に興味を持ち、積極的に参加します。</li> <li>○住民同士で誘い合ってボランティアに参加します。</li> <li>○地域で行っているボランティア活動を周知します。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア意識を醸成し、活動への参加意識の向上を図ります。</li> <li>○介護支援ボランティアの養成や活動機会の拡大を目指します。</li> </ul>
市社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア養成講座、学生ボランティア会議、イベント型ボランティア活動促進事業等を実施し、市民ボランティアに関する意欲の向上と参加促進を図ります。</li> <li>○いきいき介護サポーター※事業を継続実施し、介護予防に取り組むサポーターの増加及び活動内容の充実に努めます。</li> <li>○広報誌やホームページ等を通じて、ボランティア情報の発信に努</li> </ul>

めます。

## 取組② ボランティアの体制づくりと支援

ボランティアをする人が活動しやすい体制をつくり、ボランティア人口の増加につなげていきます。

### 住民や地域が取り組むこと

- 各ボランティア団体が協力・連携します。
- 各種団体との情報交換・意見交換の場を設けます。

### 行政が取り組むこと

- ボランティア団体を支援する体制を整備します。

### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- ボランティア連絡協議会等と連携して、ボランティア活動の推進・展開を図り、ボランティア活動が行いやすい環境づくりに努めます。
- ボランティアの登録・斡旋を行い、ボランティア活動に安心して取り組めるよう活動保険加入の呼びかけを行います。

## 施策3 健康づくりの推進

心身ともに健康で充実した生活を送ることができるよう、心身の健康に対する意識づくり、市民主体の健康づくり活動への支援、保健サービスの充実等を推進します。

### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
健康寿命	日常生活動作が自立している期間	平成27年度 (2015年度) 女性 83.45 歳 男性 79.29 歳	延伸させる
介護予防応援隊※ 養成者数	—	73 人	152 人
がん検診受診率	受診者数÷対象者数×100	9.0%	13.0%

### 取組① 健康づくりの充実

心身ともに健康な暮らしを目指し、住民参加の健康づくり活動を通じ生活習慣病の予防、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸を図ります。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○健康増進に役立つ事業に参加します。</li> <li>○健康に関する情報を収集します。</li> <li>○健全な食生活を実践します。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「自分の健康は、自分で守る」という意識の定着を目指します。</li> <li>○養成講座・研修会・交流会を開催し、生涯にわたる健康づくりの輪を自分・家族から地域へと広げます。</li> <li>○運動・栄養・休養の健康づくりの充実を図ります。</li> <li>○未病※に対する取組の向上を目指します。</li> </ul>
市社会福祉協議会が取り組むこと

- 「いきいき介護サポーター※事業」を実施し、介護予防に取り組むサポーターの増加及び活動内容の充実に努めます。
- サロン活動や出前講座を通じて、住民主体の健康づくりを支援します。

## 取組② 保健サービスの充実

地域に密着した保健体制の強化を進め、生涯を通じた健康づくりを実行するため、地域の自主グループの育成や支援を行い、住民の生活習慣病の改善・予防やがんの早期発見、早期治療に結びつけます。

住民や地域が取り組むこと
○保健サービスを利用し、病気の予防や早期発見に努めます。
行政が取り組むこと
○保健・医療・福祉の連携を図りながら地域に密着した保健体制の強化を進めます。
○行政と住民とのパイプ役として地区組織活動員※等を育成します。
○がん検診等を周知し、疾病の早期発見を行い適正な健康管理に導くよう努めます。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○住民や行政と連携し、早期に保健サービスが適切に受けられるように「どうしちよるネット※」等による見守り体制の推進に努めます。

## 基本目標 2 支え合いの地域づくり

### 施策 1 支え合い活動の推進

少子高齢化や核家族化が進行し、地域住民同士の関係が希薄化していますが、相互に助け合い・支え合う活動を推進することにより地域力を強化し、地域コミュニティを構築します。

#### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成 29 年度 (2017 年度)	目標値 平成 33 年度 (2021 年度)
ファミリーサポートセンター会員数	年度末の会員数	353 人	400 人
見守りネットさんようおのだ*登録者数	年度末の会員数	510 人	550 人
あんしんキット*設置者数	年度末の設置者数	1,577 人	1,800 人
どうしちよるネット*加入者数	年度末の加入者数	500 人	600 人

### 取組① 住民主体の活動の推進

地域住民と行政が相互に理解し合い、住民主体の活動を幅広く展開することで、地域に根ざした福祉を目指します。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○あいさつや声かけをします。</li> <li>○高齢者の単身・二人暮らし世帯、障がい者がいる世帯、ひとり親世帯等を地域で見守ります。</li> <li>○ごみ出し等の日常の作業に困っている人がいたらできるだけ手伝うよう努めます。</li> <li>○「ふれあい・いきいきサロン」等に積極的に参加します。</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域で子育て家庭を支援します。</li> <li>○共同募金について理解します。</li> </ul>
<p>行政が取り組むこと</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民主体の活動を支援します。</li> <li>○ファミリーサポートセンター等の地域の相互援助組織の拡大を図ります。</li> <li>○支え合いの地域づくり推進協議体<sup>※</sup>や生活支援コーディネーター<sup>※</sup>を中心とした取組を展開します。</li> </ul>
<p>市社会福祉協議会が取り組むこと</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が自主的にお互いを見守り支える地域づくりを推進します。</li> <li>○「あんしんキット<sup>※</sup>」や「どうしちよるネット<sup>※</sup>」の普及啓発に努めます。</li> <li>○地域福祉活動の財源確保のために、共同募金会と連携して住民主体の共同募金運動<sup>※</sup>の推進に努めます。</li> <li>○自治会単位で住民座談会やサロン活動・支え合い活動が広がるよう支援します。</li> </ul>

## 取組② 地域福祉関係団体の連携強化

地域福祉に関するさまざまな団体を横断的につなぐことにより、多方面で効果的な地域福祉活動を進めていきます。

<p>住民や地域が取り組むこと</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会や地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉員、保護司、老人クラブ等の活動を理解し、参加や協力をします。</li> <li>○各々の活動だけでなく相互に連携しながら活動の充実を図ります。</li> </ul>
<p>行政が取り組むこと</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民、民間事業者、社会福祉法人、民生委員・児童委員等の地域の多様な団体の活動を支援します。</li> </ul>



○地域及び福祉の関係部署の連携強化を図ります。

市社会福祉協議会が取り組むこと

○地区社会福祉協議会・地区福祉員の会・民生児童委員協議会・老人クラブ・社会福祉法人・行政等と連携し、福祉に関する情報の共有や課題解決策の考案に努めます。

## 施策２ 安心安全な地域づくり

配慮が必要な人について理解を深めたり、支え合いの意識を高めたりすることで年齢や障がいの有無にかかわらず、暮らしやすい地域社会を実現します。

### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
公共施設の思いやり駐車場の施設設置数	—	39 施設	45 施設
地域の防災体制の満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	平成27年度 (2015年度) 48.8%	55.0%
小・中・高校における福祉教育の実施数	福祉体験等の実施回数	5 回	10 回

### 取組① ユニバーサルデザイン<sup>\*</sup>とバリアフリー<sup>\*</sup>の普及

高齢者や障がい者をはじめ全ての人が、地域生活の障壁(バリア)を取り除き、安心して社会参加ができるまちづくりを進めていきます。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルデザイン<sup>*</sup>やバリアフリー<sup>*</sup>に関心を持ちます。</li> <li>○移動に困難を抱える人がいたら手助けをします。</li> <li>○点字ブロック上の歩行や自転車の路上へのはみ出し等、通行の妨げになる行為はやめます。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ユニバーサルデザイン<sup>*</sup>に配慮したまちづくりを推進します。</li> <li>○障がい者や高齢者への情報のユニバーサルデザイン<sup>*</sup>化・バリアフリー<sup>*</sup>化を進めます。</li> <li>○ユニバーサルデザイン<sup>*</sup>・バリアフリー<sup>*</sup>について普及啓発を図り</li> </ul>

ます。

#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 福祉教育を通じてユニバーサルデザイン※やバリアフリー※の必要性や理解を広めます。
- 行政とともに、やまぐち障害者等専用駐車場制度※の啓発や証明発行手続きを行います。

### 取組② 災害時の支援体制の整備

日頃から地域で支え合いの関係を築くことにより、災害時においても地域力が発揮できる体制を強化します。

#### 住民や地域が取り組むこと

- あいさつや声かけを積極的に行い、日常の支え合いを強化します。
- 隣近所や自治会等で災害時における支え合いの体制を整理・確認します。
- 地域の防災訓練等に参加します。

#### 行政が取り組むこと

- 災害時に備えたネットワークづくりに努めます。
- 災害ボランティアの普及啓発を図ります。

#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 災害ボランティアセンターの設置・運営について行政と連携し、災害ボランティアセンターマニュアルに沿った運営を行います。
- 災害ボランティアの養成と災害ボランティアセンターの立上げ訓練を行い、万が一の場合に備えます。
- 災害時に支援が必要な人の見守り体制について関係機関と連携します。
- 出前講座※等を通じて、避難行動要支援者への理解を広めます。

## 基本目標 3 利用しやすい福祉サービスの仕組みづくり

### 施策 1 良質な福祉サービスの提供

必要な福祉サービスは個人によって異なりますが、ニーズを的確に把握し、適切で良質な福祉サービスを提供することにより、安心して暮らし続けることができる体制を構築します。

#### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成 29 年度 (2017 年度)	目標値 平成 33 年度 (2021 年度)
福祉・保健サービスや相談体制の満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	平成 27 年度 (2015 年度) 48.4%	55.0%
三者交流会※の出席率	自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の出席率	69.8%	80.0%

### 取組① 福祉ニーズの把握

良質な福祉サービスを提供するためには、まず住民の福祉に対するニーズを把握し、課題や問題の解決につなげていきます。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の困りごとを気かけます。</li> <li>○地域の活動に積極的に参加します。</li> <li>○住民同士で地域課題の共有に努めます。</li> <li>○行政が実施するアンケート調査等に協力します。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○本計画の策定やその他行政計画の策定にあたり、市民アンケートや各種意識調査、パブリックコメント※等を実施します。</li> <li>○社会福祉法人や社会福祉施設等の福祉サービス提供事業者との情報交換により、ニーズの把握に努めます。</li> </ul>

#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 三者交流会<sup>※</sup>や福祉員の会連絡協議会等の地域福祉活動者が集まる場を通じて、ニーズの把握に努めます。
- 日頃から民生委員・児童委員と積極的に関わり、住民ニーズの把握と課題解決に努めます。
- 福祉関係機関が主催する会議等に参加し、情報共有することにより、ニーズや社会資源<sup>※</sup>の把握に努めます。
- 福祉総合相談事業<sup>※</sup>に寄せられた様々なニーズの見える化に努めます。

### 取組② 福祉サービスの充実

地域・行政・市社会福祉協議会・関係機関等の連携により福祉サービスを適切に提供するとともに、地域住民が相互に助け合う地域社会を目指します。

#### 住民や地域が取り組むこと

- 地域の困りごとは協力して助け合います。
- 地域の課題を共有し、要望や意見を行政等に伝えます。

#### 行政が取り組むこと

- 地域からの要望や意見を課題として解決に取り組みます。
- 子ども、高齢者、障がい者等の各福祉サービスの内容を評価し、福祉サービスの質の向上を図ります。

#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 住民や行政等と地域の課題を共有し、必要なサービスの充実に努めます。
- 住民同士の支え合いの活動が充実するよう支援します。

## 施策２ 支援体制の充実

福祉サービスに関する情報提供・相談支援体制を充実させ、サービスを利用しやすい仕組みづくりを進めます。また、課題を関係機関で共有し、包括的できめ細やかな支援に努めます。

### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
コミュニティソーシャルワーカー※の数	専任の職員数	0人	5人
福祉総合相談事業※の相談件数	—	514件	600件
民生委員・児童委員の訪問回数	延べ訪問回数	27,954回/年	28,000回/年

### 取組① 情報提供・相談体制の充実

多様化する福祉制度等の情報をわかりやすく地域住民に提供するとともに、気軽に相談できる環境づくりに努めます。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域の人と気軽に相談できる関係を築きます。</li> <li>○不安や悩みがあるときは、一人で抱えずに相談します。</li> <li>○行政や市社会福祉協議会の相談窓口を活用します。</li> <li>○プライバシーに配慮しながら、必要に応じて情報提供をします。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙やホームページ、メール配信等でわかりやすい情報提供に努めます。</li> <li>○家庭訪問や来所相談、電話相談等の相談体制の構築に努めます。</li> <li>○住民の立場に寄り添って相談・支援を行っている民生委員・児童委員等がその役割を十分に発揮できるよう、必要な情報提供や研修等の環境整備に努めます。</li> </ul>

#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 広報誌「かけはし」やホームページ等を通じ、福祉総合相談事業<sup>※</sup>や各種相談支援事業の情報発信に努めます。
- 心配ごと相談員の研修会を実施し、スキルアップに努めます。
- 各校区に地区担当職員（コミュニティソーシャルワーカー<sup>※</sup>）を配置し、身近に相談できる体制を構築します。

## 取組② 包括的な支援体制の整備

社会的孤立や制度の挟間に置かれている人に対して、地域住民と関係機関等が連携し、地域生活課題の把握と解決を目指した包括的な支援体制を整備します。

#### 住民や地域が取り組むこと

- 見守りが必要な人を、近所の人や自治会長、民生委員・児童委員、福祉員などで見守ります。

#### 行政が取り組むこと

- 家庭訪問や来所相談、電話相談等によるサービス調整相談窓口機能を充実させるとともに、支援が必要な人の掘り起こしを行い、早期の支援に繋げるよう努めます。
- 医療・保健・福祉等関係機関及び地域住民と連携し、地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の充実を目指します。
- 組織横断の連携を図り、包括的な支援に努めます。
- 民間事業者等と連携したネットワークを構築します。

#### 市社会福祉協議会が取り組むこと

- 小地域福祉活動<sup>※</sup>を推進するために、コミュニティソーシャルワーカー<sup>※</sup>や相談支援専門職を市内2か所（本所・山陽支所）に配置できるよう努めます。
- 福祉総合相談事業<sup>※</sup>により、あらゆる相談を受け止め、寄り添い型の相談支援の実施とネットワークによる資源開発に努めます。

### 取組③ 権利擁護体制の充実

子ども・高齢者・障がい者等全ての人の人権を擁護し、尊厳をもって暮らし続けることができる支援体制を構築します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の見守り活動により問題の早期発見に努めます。 ○「見守りネットさんようおのだ <sup>※</sup> 」に登録します。 ○虐待等の問題が疑われる場合は、行政や民生委員・児童委員等に連絡します。 ○成年後見制度 <sup>※</sup> についての情報を収集し、必要に応じて活用します。
行政が取り組むこと
○各種制度の利用や関係機関とのネットワークを構築して必要な支援を行います。 ○成年後見制度 <sup>※</sup> について、出前講座 <sup>※</sup> 等を通じて普及啓発を図ります。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業） <sup>※</sup> や法人成年後見人等受任事業 <sup>※</sup> について住民への普及啓発を図り、適切な支援が行えるよう努めます。 ○相談窓口を市内2か所（本所・山陽支所）に設置できるよう職員配置を検討します。



## 基本目標 4 生活困窮者支援の体制づくり

### 施策 1 自立を目指した支援の仕組みづくり

就労や低所得等の複合的な課題を抱える生活困窮者の問題を当事者だけの問題とするのではなく、地域の理解・支援を広げ、地域と連携した仕組みづくりを推進します。

#### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成 29 年度 (2017 年度)	目標値 平成 33 年度 (2021 年度)
就労自立給付金を支給した世帯数	—	8 世帯/年	10 世帯/年
就労支援事業を利用した就職者数	延べ就職者数	33 人/年	29 人/年
自立相談支援機関の相談者数	延べ相談者数	143 人	300 人

### 取組① 生活困窮者に対する自立支援

住民の誰もが安心して、安定した生活を送ることができるように生活困窮者世帯への適切な支援に努めます。

住民や地域が取り組むこと
○支援が必要になったときは、早めに相談窓口を訪ねます。
行政が取り組むこと
○生活困窮者自立支援事業等による支援を強化します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○市民・地域へ事業内容と相談窓口の周知を図ります。
○複合的な課題を抱えた世帯の相談事を丸ごと受け止め、課題解決に向けて関係機関と連携して自立支援に努めます。

## 取組② 生活困窮者を支援する地域づくりの推進

経済的困窮だけでなく、社会的孤立や表出していない課題も含め複合的な課題に対する地域ぐるみの取組が求められています。

住民や地域が取り組むこと
○支援が必要な人がいたら相談窓口を訪ねるよう伝えます。
行政が取り組むこと
○地域や市社会福祉協議会、ハローワーク等と連携体制を構築します。
市社会福祉協議会が取り組むこと
○地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員等と連携し、アウトリーチ <sup>※</sup> による課題の把握と共有に努めます。
○支援調整会議 <sup>※</sup> を通じて、各関係機関との支援体制の強化に努めます。
○生活困窮者の支援に必要とされる社会資源の創出、就労先の開拓、社会参加の場づくりを進めます。
○共同募金や善意銀行 <sup>※</sup> 等の民間財源を活用し、既存の制度では対応できない課題の解決に取り組めるよう地域を支援します。

## 基本目標5 地域共生社会のまちづくり

### 施策1 我が事の地域づくり

地域の困りごと、心配ごとに耳を傾け、「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的で積極的な姿勢が広がる地域づくりを目指します。

#### 【目標指標】

指 標	説 明	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
住民運営通いの場の設置数	設置箇所数	51 箇所	85 箇所
福祉センター・福祉会館の利用者数	延べ利用者数	36,059人/年	40,000人/年
ふれあい・いきいきサロンの設置数	設置箇所数	61 箇所	80 箇所

### 取組① 「他人事」から「我が事」への転換

一つひとつは一人の課題であるが、地域住民も一緒に解決に取り組むことで「他人事」から「我が事」への意識の醸成を図ります。

#### 住民や地域が取り組むこと

- 地域づくりを一部の人に任せるのではなく、できることから積極的に取り組みます。
- 地域の課題を地域住民で共有します。
- 地域の課題を自らの課題（我が事）として捉え、解決を試みます。
- 住民同士や自治会等の地縁組織を強化します。
- 障がいに対する理解を深め、共に支え合う地域づくりに参加します。
- 多様性を認め合うことのできる地域づくりを目指します。

行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○「我が事」意識の醸成に努めます</li> <li>○地域包括ケアシステム<sup>※</sup>の充実を図ります。</li> </ul>
市社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○コミュニティソーシャルワーカー<sup>※</sup>等が住民とともに、地域課題を検討し、我が事の地域づくりに努めます。</li> <li>○子ども・高齢者・障がい者とボランティアなどの福祉活動者がお互いに理解し、ふれあえる場づくりに取り組みます。</li> <li>○児童館によるクラブ活動や地域行事を住民と開催し、三世代交流の場づくりに努めます。</li> </ul>

## 取組② 活動拠点の整備

誰もが利用できる居場所や活動場所の地域の拠点となる場所の整備に努め、活動の充実につなげていきます。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域のつながりを深める自主活動である「住民運営通いの場」や「ふれあい・いきいきサロン」を積極的に開催し、参加します。</li> <li>○自治会館・福社会館・公民館・石丸総合館等を活用しながら、活動を行います。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○広報紙やホームページ等で地域の活動や活動拠点を周知します。</li> <li>○「住民運営通いの場」の立ち上げを支援します。</li> <li>○福社会館・公民館・石丸総合館等の運営体制を堅持します。</li> </ul>
市社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○住民が身近な地域で活動できるよう拠点づくりを支援します。</li> </ul>

## 施策2 丸ごとの地域づくり

人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていく取組を推進します。

### 【目標指標】

指標	説明	現状値 平成29年度 (2017年度)	目標値 平成33年度 (2021年度)
地域の雰囲気やイメージの満足度	本計画策定に係る市民アンケートの満足度	平成27年度 (2015年度) 50.1%	55.0%
小地域福祉活動計画*の策定数	地区社会福祉協議会等による地域福祉活動計画の策定数	0地区	5地区
地域公益活動推進協議会*の設置	社会福祉法人による公益的な活動を推進するための組織	未設置	設置

### 取組① 相談を丸ごと受け止める場及び機能の構築

相談者が身近なところで安心して相談ができ、またその相談を「丸ごと」受け止められるような体制の構築を目指します。

住民や地域が取り組むこと
○地域の人からの相談を必要に応じて、自治会長や民生委員・児童委員、福祉員、行政等に相談し、支援につなげます。
行政が取り組むこと
○住民に身近な圏域の中で、住民が直面している、あるいは気づいている課題に対して「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」、相談する先がわからない課題でも「とりあえず丸ごと」受け止める機能の構築を目指します。
○支え合いの地域づくり推進協議体*の整備及び生活支援コーディネーター*を配置し、各地域のニーズに応じた支え合いの仕組みや居場所づくりを推進します。
○保健・医療・福祉の関係機関と連携し、相談支援体制を強化しま

す。
市社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○福祉総合相談事業<sup>※</sup>により、あらゆる相談を受け止め、寄り添型の相談支援の実施に努めます。</li> <li>○コミュニティソーシャルワーカー<sup>※</sup>等が地域に出向き、困りごとを早期に丸ごと受け止められるようアウトリーチ<sup>※</sup>に努めます。</li> </ul>

## 取組② 地域生活課題に対する解決策の検討と推進

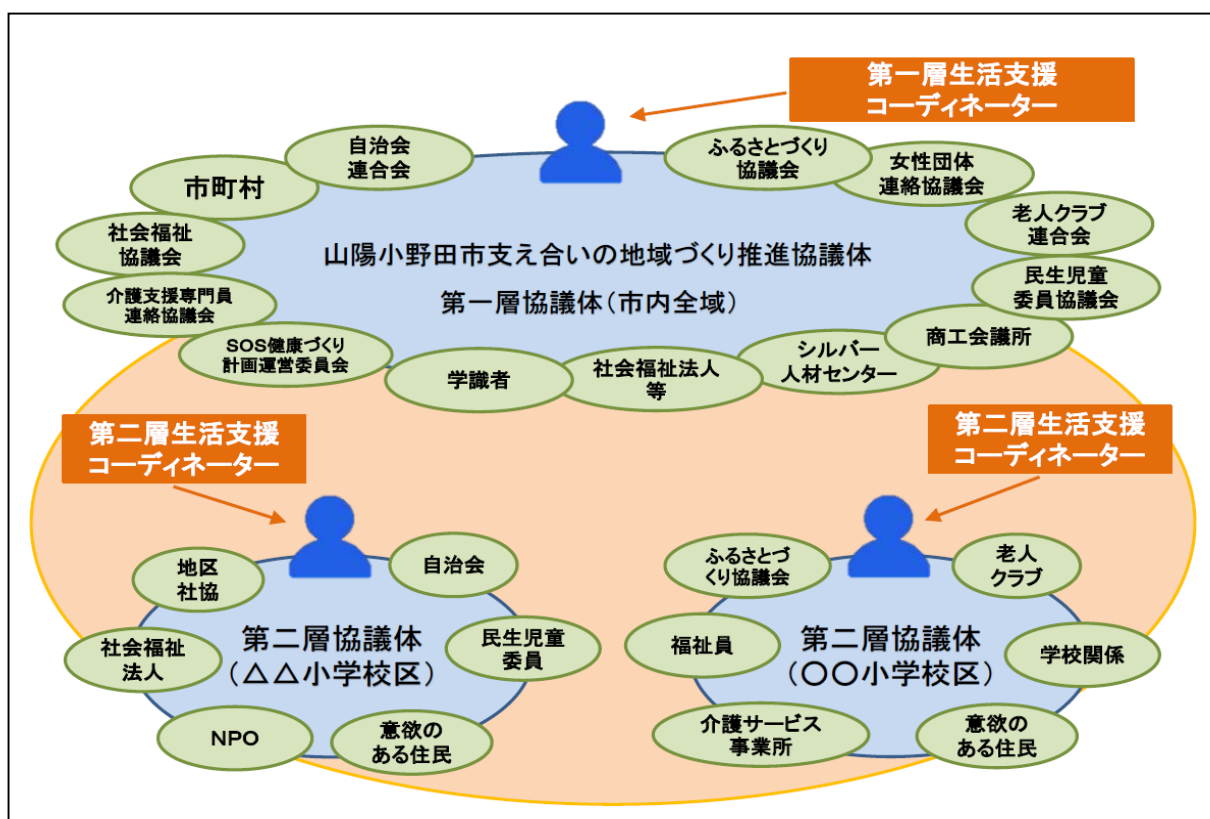
地域における多様な生活課題に対し、地域住民や関係機関が協力して解決策を検討します。

住民や地域が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○自治会等で地域生活課題について話し合います。</li> <li>○地域生活課題を共有し、解決策を考えます。</li> <li>○地域だけで解決できない課題は行政等に伝えます。</li> </ul>
行政が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワークショップ等で住民が地域生活課題について話し合う場を設けます。</li> <li>○支え合いの地域づくり推進協議体<sup>※</sup>及び生活支援コーディネーター<sup>※</sup>から寄せられた課題に対し、助言・情報提供を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を構築します。</li> </ul>
市社会福祉協議会が取り組むこと
<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域生活課題に先駆的に取り組む自治会をモデル自治会に指定し、支援を行います。</li> <li>○地区社会福祉協議会と連携し、住民が主体となって地域生活課題の解決に計画的に取り組めるよう小地域福祉活動計画<sup>※</sup>の策定の推進に努めます。</li> <li>○社会福祉法人の専門性を地域に活かしていけるよう社会福祉法人による公益的な取組のネットワーク化（地域公益活動推進協議会</li> </ul>

※の設置)を推進します。

○ボランティアによる地域生活課題の解決に向けてボランティアセンター機能の拡充が図れるよう関係機関と協働して取り組みます。

【山陽小野田市生活支援体制整備事業イメージ図】



第7期山陽小野田市高齢者福祉計画

# 第5章

---

## 計画の推進と評価



## 1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、住民や社会福祉に関する団体又は事業者の代表、学識経験者等の地域福祉の推進に関わる人たちで構成する「山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会」(仮称)において、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、国や県の福祉施策の動向を注視しながら、見直しを含めて協議していきます。

また、庁内関係各課で構成する「山陽小野田市地域福祉計画推進連絡会議」(仮称)において計画に基づいた実施事業の検討と進行管理を行います。併せて、市社会福祉協議会の地域福祉活動計画の取組状況の把握も同時に行います。

## 2 計画推進のためのそれぞれの役割

誰もが安心して住み続けられる地域社会を実現していくためには、一部の人や機関の取組だけでは不可能です。計画推進には、住民・関係機関・行政等が連携し、それぞれの役割を果たしながら、協働で取り組んでいくことが重要です。

### 住民の役割

---

住民一人ひとりが、福祉に対する認識を深め、地域社会を構成する一員であることを自覚することが大切です。

支援の「支え手」「受け手」にかかわらず、一人ひとりが自らの地域を知り、地域で起こっているさまざまな課題を地域において解決するための方策を話し合い、地域福祉の担い手として、地域福祉活動やボランティア活動などに積極的に参画するように努めます。

## 行政の役割

---

行政に求められる役割は、「希望をもち健やかに暮らせるまち」の実現を目指し、福祉施策を総合的に推進していくことです。年齢の違いや障がいの有無にかかわらず、全ての市民が住み慣れた地域で、希望をもち、地域住民が相互に助け合い、支え合うことで、自分らしい暮らしを続けることができるまちを目指します。地域や地域住民の地域福祉活動に対する積極的な支援をするとともに、地域住民・市社会福祉協議会・関係機関等と協働で地域福祉に取り組みます。

## 社会福祉協議会の役割

---

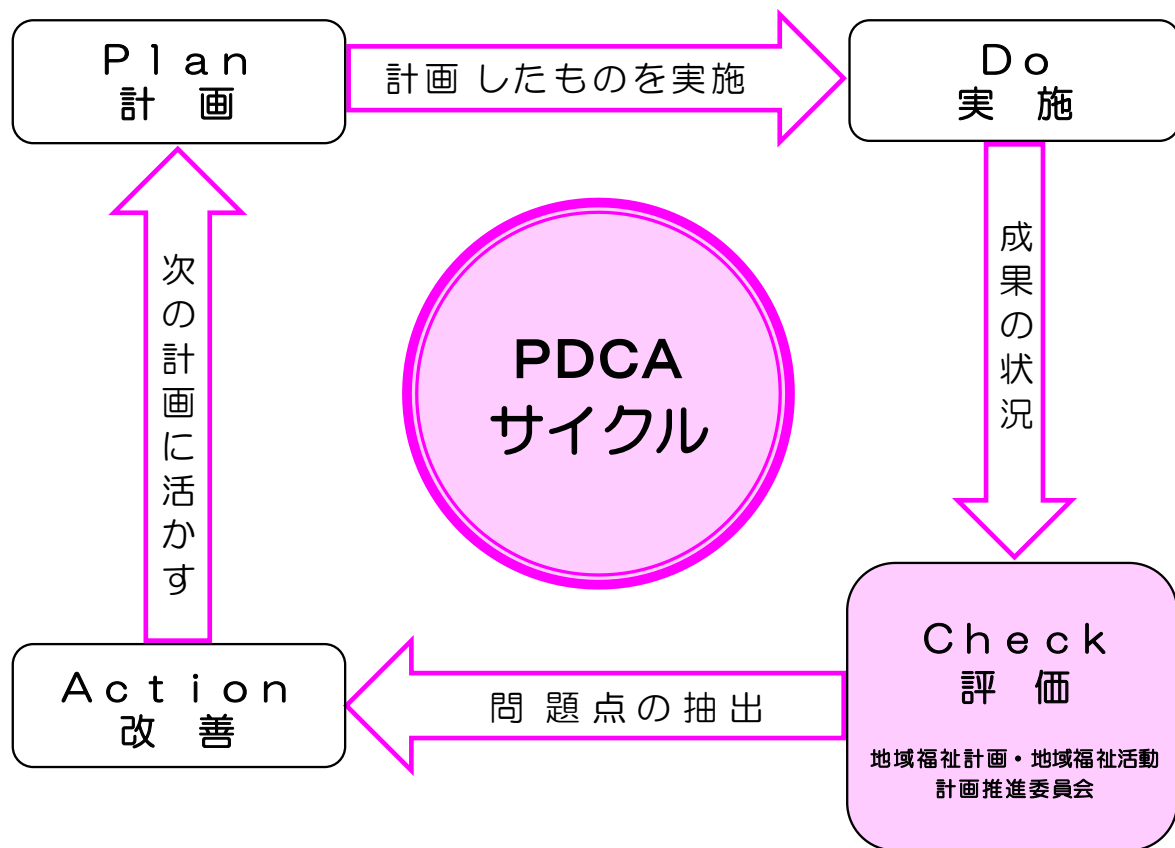
社会福祉協議会は、社会福祉法により「地域福祉の推進を図る団体」として位置付けられています。組織の特性を活かしながら、地域福祉を推進するさまざまな団体・組織のコーディネーター役になるとともに、行政をはじめ、地域住民・ボランティア・福祉関係団体等の協働体制をつくり、地域福祉を推進する旗振り役として、中核的な役割を果たします。

# 3

## 計画の評価と見直し

本計画の進行管理と実施状況の評価については、山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画推進委員会（仮称）を主軸に進めていきます。

会議において、計画の進捗の確認、課題の抽出及び点検等を行い、その結果を踏まえ、山陽小野田市地域福祉推進連絡会議（仮称）において市（関係部局）と市社会福祉協議会間で検討を行ったうえ、必要に応じて計画を見直します。本計画の最終年度には次期計画の策定を進めていきます。



# 資料編

---

## 用語解説

### 【あ行】

#### アウトリーチ（P55、59）

援助が必要であるにも関わらず、自発的に申し出をしない人々に対して公共機関などが積極的に働きかけて支援の実現を目指すこと。

#### あんしんキット（P44、45）

病気やけが等で救急隊が駆けつけた際に傷病者の正確な情報を素早く把握するため、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を、専用の容器に入れ、家庭の冷蔵庫に保管するもの。

#### いきいき介護サポーター（介護支援ボランティア活動事業）（P40、43）

市社会福祉協議会にいきいき介護サポーターとして登録し、指定された介護施設等でレクリエーションや演芸等の実施、施設行事等の手伝いや入所者の話し相手などの活動を行い、その活動に応じてポイントを付与し、そのポイント数に応じた交付金を市が交付する事業。

#### 意思疎通支援者（P37、39）

手話や要約筆記を必要とする聴覚に障がいのある方々のコミュニケーション手段を確保するため、派遣依頼に応じて、手話通訳活動または要約筆記活動に従事する者。

### 【か行】

#### 介護予防応援隊（P42）

市が実施する介護予防事業等のサポートができる応援隊員をいう。

#### 共同募金運動（P45）

地域福祉の推進を図ることを目的とし、助け合いの精神を基本とした地域社会の自主的な活動によって、地域福祉推進のための財源を、住民自らの手により造成しようとする運動。

#### コミュニティソーシャルワーカー（P51、52、57、59）

住民と協働で制度の挟間にある人たちを発見し、その解決を目指す調整役。

### 【さ行】

#### 支え合いの地域づくり推進協議体（P45、58、59）

生活支援・介護予防サービスの体制整備に向けて、多様なサービス提供主体の参画が求められることから、市が主体となって、定期的な情報の共有・連携強化の場として設置するもの。これにより、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する。協議体には、市全域を対象とした第一層協議体と日常生活圏域（各小学校区）を対象とした第二層協議体がある。

### 三者交流会（P8、26、27、38、49、50、97）

各小学校区の自治会長、民生委員・児童委員、福祉員の三者が集まり、地域の福祉活動者間で情報交換・共通認識を目的とした会議。

### 支援調整会議（P55）

市と生活困窮者自立相談支援機関とが共催で開催し、生活困窮者の自立に向けたプランの適正性を他機関で協議し、支援提供者によるプランの共有・評価、社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討を行う会議。

### 社会資源（P50）

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関・個人・集団・資金・法律・知識・技能等の総称。

### 小地域福祉活動（P25、52、59）

福祉の輪づくり運動の中で、小地域（自治会等）単位で行われる活動のこと。

### 小地域福祉活動計画（P58）

特に地区社会福祉協議会が中心となって、小地域において策定する地域福祉活動計画のこと。地域の現状や課題から、住民が望む地域の将来像の実現に向けた住民の行動計画。

### 生活困窮者自立支援法（P20）

生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるための法律で平成27年（2015年）4月1日に施行された。

### 生活支援コーディネーター

#### （P45、58、59）

支え合いの地域づくり推進協議体と連携し、支え合い活動や生活支援サービスの基盤強化を図るため、担い手の育成や生活支援サービスの開発等を行う人をいう。市の全域を担当する第一層生活支援コーディネーターと各小学校を担当する第二層生活支援コーディネーターがある。

### 成年後見制度（P53）

判断能力が不十分な人を保護し、その人の財産や権利を守るため、法律的に支援する制度。

### 善意銀行（P55）

社会福祉に参加・貢献したいという住民の善意を、善意を必要としている人に金品や物品としてつなぐ事業。

## **【た行】**

### ダブルケア（P28）

育児期にある者（世帯）が親の介護も同時に担うこと。

#### 地域公益活動推進協議会（P58、59）

社会福祉法人は相互に連携・協働して、制度の挟間や既存の仕組みでは解決が難しい福祉ニーズに対応するための「地域における公益的な取組」を推進することを目的とした協議会。

#### 地域福祉権利擁護事業（P21、53）

判断能力が十分でない人に対して、福祉サービスの利用や金銭管理等の援助を行うもので、都道府県社会福祉協議会と協力して実施している事業。

（「地域福祉権利擁護事業」は平成19年（2007年）4月1日から「日常生活自立支援事業」という名称に変更されましたが、山口県内では「地域福祉権利擁護事業」の名称を引き続き使用することが多いことから、本計画においても「地域福祉権利擁護事業」という名称を使用し、（日常生活自立支援事業）と併記します。）

#### 地域包括ケアシステム（P52、57）

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

#### 地区組織活動員（P43）

食生活改善推進員・母子保健推進員・健康推進員等をいう。

#### 出前講座（P37、38、39、48、53）

市民が市政に対する理解と関心を深めるとともに、市民参加による市民本位の開かれた市政を推進するため、市民等により構成される団体からの申込みに応じて市職員を講師として派遣し、市の各種業務や行政課題などについて説明すること。市社会福祉協議会でも同様に行っている。

#### どうしちよるネット

（P43、44、45）

地域との交流が少なく閉じこもりがちな高齢者やその他の世帯、日常生活で誰かの支えを必要としている障がい者、生活困窮者などの生活上でさまざまな困りごとを抱えている人など、地域の福祉活動者（自治会長、民生委員・児童委員、福祉員等）が地域の中で見守りが必要と思われる人をリストアップし、本人の同意を得て、見守り、支え合う地域のネットワーク。

### **【は行】**

#### 8050（はちまる・ごうまる）問題（P28）

80歳代の親と50歳代の子どもの組み合わせによる問題。例えば、ひきこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまうこと。

### パブリックコメント（P9、49）

市の施策立案過程で、市民から意見を公募し、その意思決定に反映させることを目的とする制度。

### バリアフリー（P47、48）

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

### 福祉総合相談事業

（P50、51、52、59）

市社会福祉協議会が窓口となり、福祉や生活にかかわるあらゆる相談を受け止め、専門相談機関と連携して相談・援助を進めていく事業。

### 法人成年後見受任事業（P53）

個人ではなく、市社会福祉協議会などの法人を成年後見人等として選任し、判断能力が不十分な成年者を保護・支援するための事業。

## **【ま行】**

### 未病（P42）

「ここまでは健康、ここからは病気」と明確に区別できるわけではなく、現実には、健康と病気の間で連続的に変化するものと捉え、この全ての変化の過程を表す概念。

### 見守りネットさんようおのだ

（P44、53）

<sup>はいかい</sup>徘徊認知症高齢者等を早期に発見するメール配信システム。

## **【や行】**

### やまぐち障害者等専用駐車場制度

（P48）

障がいのある人や高齢者等で歩行や乗降が困難な人が事前に県から交付を受けた利用証を掲示することにより、制度協力施設に確保された「やまぐち障害者等専用駐車場」を利用することができる制度。

### ユニバーサルデザイン（P47,48）

障がいの有無や年齢、性別、人種などにかかわらず、たくさんの人々が利用しやすいように製品やサービス、環境をデザインする考え方。